

制定 2020年4月1日

改正 2021年4月1日

福祉用具プランナー養成規程

1. 目的

この規程は、福祉用具や住宅改造等に関する適切な知識と適用に関する技術を有する専門職としての福祉用具プランナーを養成し、もってケアチームの一員として他職種と連携を取りながら高齢者や障害者の社会生活を支援することを目的とする。

2. 福祉用具プランナーの定義

福祉用具プランナーとは、別紙1「福祉用具プランナー認定講習要綱」（以下、「講習要綱」という。）に基づく講習（以下、「認定講習」という。）または、これと同等以上であると公益財団法人テクノエイド協会理事長（以下、「理事長」という。）が認める講習を履修後、理事長が実施する福祉用具プランナー認定試験（以下、「認定試験」という。）に合格し、福祉用具プランナー登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録された者及び福祉用具プランナー登録の更新を完了し登録簿に登録された者をいう。

ただし、2019年度までに理事長から福祉用具プランナー研修修了証書を交付された者も福祉用具プランナーという。

3. 認定講習の目標

認定講習は、eラーニング講習及び実技・演習等の方法により、次に掲げる知識、技術等について福祉用具等の専門職として適切な水準を獲得することを目標とする。

- ① 福祉用具・住宅改造等にかかるアセスメント能力
- ② 福祉用具の正しい選定・適合のための専門知識の習得と実践力
- ③ 福祉用具・住宅改造等にかかるプランニングを行うための専門知識の習得と実践力
- ④ 福祉用具の特性と操作方法の理解
- ⑤ 福祉用具・住宅改造等と他のサービスとの連携・必要性の理解
- ⑥ 福祉用具・住宅改造等の供給従事者としての職業倫理の理解
- ⑦ 福祉用具・住宅改造等にかかる相談に携わる専門職としての相談技術

4. 認定講習の実施機関

認定講習は、講習要綱に基づいて理事長が実施する。ただし、理事長が別に定める「福祉用具プランナー認定講習を行う教育機関の指定要件」に該当すると認める教育機関（以下、「教育機関」という。）が当該教育機関の授業の一環として認定講習を実施することができる。

なお、認定講習のうちの集合講習については、理事長が講習要綱のⅡ集合講習要綱（以下、「集合講習要綱」という。）に基づく講習を行うことができると認める機関（以下、「研修機関」という。）が実施することができる。

5. 認定講習の受講者

(1) 公益財団法人テクノエイド協会及び研修機関（以下、「集合講習実施機関」という。）の受講者

受講者は、次の①から③のすべてを満たす者とする。

① 次のいずれかに該当すること

- ア 指定福祉用具貸与事業所又は指定特定福祉用具販売事業所において、福祉用具専門相談員として、その業務に従事している又は従事した経験のある者
- イ 福祉用具関連業務に従事している又は従事した経験のある次の者
保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、介護支援専門員、建築士
- ウ その他、認定講習を受講することが特に有効であると理事長が認める者

② 認定試験実施日において、福祉用具専門相談員業務または福祉用具関連業務に 2 年以上従事した経験があること。

③ 次の e ラーニング受講環境のすべてを満たすこと

- ア 自宅もしくは職場等で別に定める e ラーニング学習に必要な環境、機材を確保できること
- イ 一般的なパソコン等の操作ができること
- ウ 受講者個人用の e メールアドレスを所持していること

(2) 教育機関の受講者

受講者は、教育機関がそれぞれ決定する。

6. 認定講習の講師

(1) 集合講習実施機関の講師

集合講習の講師は、別紙 2 「福祉用具プランナー認定講習カリキュラム内容及び講師登録基準」（以下、「カリキュラム・講師基準」という。）に基づき公益財団法人テクノエ

イド協会（以下、「協会」という。）に登録された者とする。ただし、これによりがたい場合は、理事長がカリキュラム・講師基準に相当すると認める者を講師とすることができる。

（２）教育機関の講師

教育機関の講師は、履修科目に応じた相応の専門性を有する者の中から教育機関が選定する。

7. 認定試験の実施等

（１）認定試験の実施

認定試験は、認定講習履修後の適切な時期に、理事長が別紙3「福祉用具プランナー認定試験実施要綱」に基づき実施し、認定講習修了者が福祉用具プランナー養成規程（以下、「養成規程」という。）の3「認定講習の目標」に掲げる水準を獲得しているか否かを判定する。

（２）福祉用具プランナー認定試験委員会

認定試験の公正な実施のために、協会に別紙4「福祉用具プランナー認定試験委員会設置要綱」に基づく福祉用具プランナー認定試験委員会を設ける。

8. 福祉用具プランナーの登録及び福祉用具プランナー認定証の交付

（１）認定試験の合格通知を受領した者等は、別紙5「福祉用具プランナーの登録について」により理事長に対して登録簿への登録申請を行うことができる。

（２）理事長は申請内容を審査の上登録簿に登録し、福祉用具プランナー認定証を交付する。

9. 登録の更新

福祉用具プランナーは、登録簿に登録された年度から5年目に別紙6「福祉用具プランナー登録の更新」による更新手続きを行い、登録簿に登録される。

10. 登録の抹消

（１）福祉用具プランナーが、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、理事長は登録簿から当該者を抹消することができる。

① 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わっていない者

② 福祉用具プランナーに対する社会的信頼を著しく損なう行為があったと認められ

る者

- ③ 福祉用具プランナーとしての適正な業務を行うことが困難な心身の状態にあると認められる者

(2) 理事長は、登録の抹消を行おうとするときは、あらかじめ当該福祉用具プランナーに弁明の機会を与えなければならない。

11. 情報提供等

協会は、常に福祉用具プランナーの現況を把握するとともに、福祉用具プランナーに対して福祉用具等に関する適切な情報を提供するよう努めなければならない。

12. 秘密の保持

集合講習実施機関、教育機関の関係者及び認定試験委員会委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

13. その他

この規程によりがたい事項については、協会と教育機関又は研修機関との協議により定めることとする。

附則 (2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則 (2021年4月1日)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別紙 1

福祉用具プランナー認定講習要綱

I e ラーニング講習要綱

1. 講習科目及び履修時間

e ラーニング講習において履修すべき科目及びその履修時間は、別添「福祉用具プランナー認定講習履修科目及び履修時間」による。

2. e ラーニング講習の履修方法等

- (1) 別添に掲げる e ラーニング講習科目については、協会が指定する期間内に、協会が設置する福祉用具プランナー認定講習 e ラーニング用サーバーにアクセスして履修する。
- (2) e ラーニング講習にあたっては、協会発行の「福祉用具プランナーテキスト」の最新版を参照する。
- (3) 受講者は、e ラーニング講習の科目ごとに設けられている確認試験によってその科目の履修の程度を確認し、履修の不十分な科目については重ねて学習する。
- (4) すべての科目を履修し、確認試験に合格した者を e ラーニング講習修了者とする。

3. e ラーニング講習の期間

e ラーニング講習の期間は概ね 2 ヶ月程度とし、原則として集合講習の前に修了する。

4. 受講申込み

e ラーニング講習の受講希望者は、集合講習実施機関が定めた期間内に集合講習実施機関に受講申込みを行う。

5. 受講者の決定

- (1) 原則として、受講定員を超えない場合は受講申込者全員を受講者とし、受講定員を超える場合には、集合講習実施機関がそれぞれ適正な基準に基づき受講者を決定する。
- (2) 研修機関は、e ラーニング講習開始の概ね 1 か月前までに、受講者の住所、生年月日、勤務先、e メールアドレス等の受講者データを作成し、受講申込書と併せて協会に提出する。

(3) 協会は受講者データに基づいて受講者の登録を行う。

6. 受講料

(1) 受講料は、理事長が別に定める。

(2) 受講者は、eラーニング講習開始前に受講料を協会に納付する。

(3) 納付済みの受講料については、特別の事情のある場合を除き返金しない。

7. 未修了者の取扱い等

(1) eラーニング講習未修了者は、原則として集合講習を受講できない。

(2) 未修了者が翌年度以降に再度 eラーニング講習を受講する場合は、改めて受講の申込みを行い、受講決定がなされ、受講料の納付を行う。

(3) eラーニング講習修了者が、再度 eラーニング講習のみを受講しようとする場合は、別に定める受講料を協会に納付し再受講することができる。

II 集合講習要綱

1. 講習科目及び履修時間

集合講習において履修すべき科目及びその履修時間は、別添「福祉用具プランナー認定講習履修科目及び履修時間」による。

ただし、カリキュラムの追加、履修時間の増加は差し支えない。

2. カリキュラムの内容

カリキュラムの内容は、別紙2「福祉用具プランナー認定講習カリキュラム内容及び講師登録基準」に掲げる科目ごとのカリキュラム内容とする。

3. 集合講習の履修方法

(1) 集合講習の履修方法は、講義によるほか実技、演習を集合研修によって行う。

(2) 講習テキストは、協会発行の「福祉用具プランナーテキスト」の最新版を使用するが、必要に応じて他の書籍等を副読本等として使用することができる。

(3) 実技については、それぞれの科目における福祉用具の構造特性や使用方法、使用上の注意点、選定・適合技術等について、実際に福祉用具を使用して行う。

なお、使用する福祉用具は、集合講習実施機関があらかじめ担当講師に確認する。

(4) 演習については、それぞれの科目における専門知識の習得を目的として行う。

4. 講師の選定

講師は、原則として、協会の「福祉用具プランナー講師名簿」に登載されている者とする。

なお、研修機関がやむを得ず名簿に登載されていない者を講師とする場合は、事前に理事長に承認を得なければならない。

5. 実施時期及び会場

集合講習の実施時期及び会場は、集合講習実施機関が定める。

6. 受講者の人数

受講者数は、講習室の広さ等を勘案の上、実技等が適切に行われるよう集合講習実施機関が定める。

7. 受講申込み

集合講習受講希望者は、集合講習実施機関が定めた期間内に e ラーニング講習の受講申込みと併せて、集合講習実施機関に受講申込みを行う。

8. 受講料

集合講習の受講料及びその取扱いは、集合講習実施機関が定める。

9. 未受講者等の取扱い

(1) 集合講習全部未受講者

e ラーニング講習の受講と併せて申込んだ集合講習の全部を受講していない者は、e ラーニング講習履修年度を含む 3 年以内に希望する集合講習実施機関に受講申込みを行い、集合講習の全科目を受講する。

(2) 集合講習一部未受講者

集合講習の一部を受講していない者は、e ラーニング講習履修年度を含む 3 年以内に希望する集合講習実施機関に受講申込みを行い、未受講科目を受講する。

10. 欠席・遅刻等の取扱い

(1) 欠席による未受講

- ① 欠席等により未受講科目がある場合には、eラーニング講習履修年度を含む3年以内に当該未受講科目を受講する。この場合において、受講する集合講習実施機関は問わないが、受講料等は各集合講習実施機関の定めるところによる。
- ② 科目の一部しか受講できなかった場合には、原則として、当該科目のすべてを改めて受講する。

(2) 遅刻・早退

- ① 各講習科目の開始後15分以内、終了前15分以内の入退室は出席として扱うことができる。
- ② ①以外については原則欠席扱いとするが、集合講習実施機関の判断により、やむを得ない事情があると認められる場合、レポートを提出すること等で出席として扱うことができる。

(別紙1 別添) 福祉用具プランナー認定講習履修科目及び履修時間

e ラーニング講習科目	履修時間
福祉用具専門職の役割	1.5
福祉用具概論	1.5
福祉用具の情報提供・相談技術	1.5
相談援助のためのプランニングの理解	1.5
相談援助のためのプランニングの実際	1.5
介護保険におけるケアマネジメント	1.5
対人援助技術	1.5
職業倫理	1.5
認知症の理解	1.5
福祉用具供給の業務	3.0
福祉用具供給に係わる法律関係	1.5
介護保険制度と福祉用具	1.5
福祉用具供給のリスクマネジメント	1.5
高齢者の身体特性	1.5
生活における基本動作・ADLの理解	1.5
起居関連用具	1.5
移乗関連用具	1.5
移動関連用具(車いす/杖・歩行器)	3.0
床ずれ防止関連用具	1.5
入浴関連用具	1.5
排泄関連用具	1.5
食事・更衣・整容関連用具	1.5
社会参加関連用具(自助具含む)	1.5
コミュニケーション関連用具	1.5
住宅改造総論	7.5
構造とメンテナンス	1.5
合計	48.0

(時間)

集合講習科目	履修時間
最新情報【講義】	1.5
相談援助のためのプランニングの実際【演習】	1.5
相談援助のためのプランニング演習【演習】	9.0
対人援助技術【演習】	3.0
職業倫理【演習】	1.5
高齢者の身体特性【演習】	1.5
生活における基本動作・ADLの理解【実技】	1.5
起居関連用具【実技】	3.0
移乗関連用具【実技】	3.0
移動関連用具(車いす/杖・歩行器)【実技】	3.0
床ずれ防止関連用具【実技】	3.0
入浴関連用具【実技】	3.0
排泄関連用具【実技】	3.0
食事・更衣・整容の活動と用具【実技】	
社会参加関連用具【実技】	1.5
コミュニケーション関連用具【実技】	
住宅改造【演習】	9.0
構造とメンテナンス【実技】	3.0
合計	51.0

福祉用具プランナー認定試験	1.5
----------------------	------------

総合計	100.5
------------	--------------

(時間)

福祉用具プランナーの登録について

1. 福祉用具プランナーの登録

福祉用具プランナーの登録は次のいずれかによる。

(1) 集合講習実施機関において認定講習を受講した者は、認定試験の合格通知において指示された期日までに、福祉用具プランナー登録申請書を理事長に提出し、福祉用具プランナー登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録する。

(2) 教育機関において認定講習を受講した者は次のとおりとする。

① 福祉用具プランナー認定講習履修証明書の交付

ア 認定試験に合格した者のうち教育機関が理事長に提出する「単位取得者報告書」で単位取得が確認できた者については、理事長は教育機関を通じて「福祉用具プランナー認定講習履修証明書」を交付する。

イ 認定試験不合格者または未受験者のうち教育機関が理事長に提出する「単位取得者報告書」で単位取得が確認できた者については、理事長は教育機関を通じて「福祉用具プランナー認定講習履修証明書（仮）」を交付する。

② 福祉用具プランナーの登録

ア 2年以上の福祉用具関連業務の従事経験を証明できる者

認定試験の合格者であって、すでに2年以上の福祉用具関連業務に従事した経験のある者は、福祉用具プランナー登録申請書と併せて「実務経歴証明書」を理事長に提出し、登録簿に登録する。

イ 在学中に20日以上現場実習を行った者

教育機関において、20日以上福祉用具貸与事業所、福祉用具販売事業所または福祉用具製造事業所での現場実習を行い、認定試験に合格した者は、福祉用具プランナー登録申請書と併せて実習先の事業所の実習実績証明書を理事長に提出し、登録簿に登録する。

ウ 卒業後2年以上の福祉用具関連業務従事者

「福祉用具プランナー認定講習履修証明書」を交付された者で、教育機関を卒業後2年以上福祉用具関連業務に従事した者は、福祉用具プランナー登録申請書と併せて「実務経歴証明書」を理事長に提出し、登録簿に登録する。

なお、「福祉用具プランナー認定講習履修証明書（仮）」の交付された者は、認

定試験合格後に福祉用具プランナー登録申請書と併せて「実務経歴証明書」を理事長に提出し、登録簿に登録する。

(3) 登録簿に登録されている者は、別紙6「福祉用具プランナー登録の更新」に基づき登録の更新を行う。

2. 登録簿の登録期間

登録簿の登録期間は、認定試験日または登録簿に登録された日を含む年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

3. 登録及び福祉用具プランナー認定証の交付

理事長は、提出された登録申請書または登録更新申請書の内容を審査し、登録が適切であると判断した場合にその者を登録簿に登録し、有効期限を記載した福祉用具プランナー認定証を交付する。

4. 登録事項

(1) 協会は、登録される福祉用具プランナーに関する次に掲げる事項を登録簿に記載する。

ア 氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・eメールアドレス

イ 勤務先の名称・所在地・電話番号・FAX番号

ウ 登録年月日

エ 登録簿登録の有効期限

(2) 登録事項に変更のあった福祉用具プランナーは、その事項を遅滞なく協会に届け出なければならない。

(3) 協会は、登録事項変更の届出を受理した場合は、当該福祉用具プランナーの登録事項について所要の変更を行う。

福祉用具プランナー登録の更新

1. 登録更新の要件

登録更新申請を行う福祉用具プランナーは、前回の登録更新時から今回の登録更新申請時まで、次のいずれかを要件を満たす必要がある。ただし、福祉用具プランナー管理指導者、専門作業療法士（福祉用具）または認定理学療法士（補装具）のいずれかの資格を保有している者を除く。

- (1) 別添1「登録更新のための指定研修」に掲げる1以上の研修等を修了していること。
- (2) 別添2「登録更新のための指定資格」に掲げる1以上の資格を取得していること。
- (3) 福祉用具プランナー認定講習の講師実績があること。

2. 登録更新の申請

登録更新の申請は、所定の書類等を添付した登録更新申請書を理事長に提出し、登録更新料を協会に納付しなければならない。

3. 登録の更新

理事長は、提出された登録更新申請書の内容を審査し、登録更新が適切であると判断した場合に登録を更新する。

4. 登録の抹消

理事長は、登録更新申請を行わなかった福祉用具プランナー及び登録更新が適切でないと判断した者を、その者の登録の有効期限の翌日に登録簿から抹消し、その旨を通知する。

5. 登録抹消後の再登録申請

やむを得ない事情により登録簿から抹消された者は、当該やむを得ない事情を証明する書類を添付して再登録の申請を行うことができる。

(別紙6 別添1)

「登録更新のための指定研修」

【指定研修】

- ① リフトリーダー養成研修 (協会等主催)
- ② 可搬型階段昇降機安全指導員基礎講習 (協会主催)
- ③ 高齢者のための車椅子フィッティングセミナー (協会等主催)
- ④ 車椅子姿勢保持基礎講習 (高齢分野/障害分野) (協会主催)
- ⑤ 福祉用具を安全で安心して利用するための基礎セミナー (協会主催)
- ⑥ 福祉用具・介護ロボット講師養成研修 (協会主催)
- ⑦ 車いす・シーティング基礎(技能者)講習 (日本車椅子シーティング協会主催)
- ⑧ シーティングエンジニア養成講習 (日本車椅子シーティング協会主催)
- ⑨ 車いす安全整備士 (日本福祉用具評価センター主催)
- ⑩ おむつフィッター (はいせつ総合研究所主催)
- ⑪ 福祉用具プランナー研究ネットワークの主催する研修または研究大会
- ⑫ 介護実習・普及センター等が主催するプランナーの実技スキルアップ研修
- ⑬ ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具(eラーニング)
- ⑭ その他、テクノエイド協会が指定研修に該当すると認めた研修

(別紙6 別添2)

「登録更新のための指定資格」

【指定資格】

- ① 作業療法士
- ② 理学療法士
- ③ 看護師
- ④ 保健師
- ⑤ 介護福祉士
- ⑥ 社会福祉士
- ⑦ 義肢装具士
- ⑧ 介護支援専門員
- ⑨ 建築士